

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と山形県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の優先供給および運搬に積極的に協力するものとする。

2 甲は会員生協が市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定等の個別協定を締結する場合に必要な協力を行うとともに、乙は会員生協に対して同協定の締結を指導するものとする。

### (応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### (応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

3 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検、改善に常に努めるものとする。

### (対価及び費用)

第7条 第3条の規定により会員生協が供給した商品の対価および会員生協が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(医療・保健活動の確保)

第8条 災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関との連携のもとに、乙に対し情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて会員生協に対し必要な指導を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙及び会員生協は、山形県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生協間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は、災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等の県民ボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

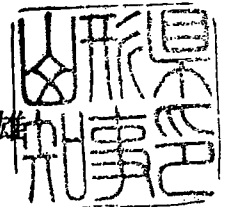
(その他)

第13条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年9月2日

甲 山形市松波2丁目8-1  
山形県知事 高橋 和雄



乙 山形市上柳67-1  
山形県生活協同組合連合会  
会長理事 伊藤 寛



別表 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（缶詰・缶詰）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレトペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）

蚊取り線香・殺虫剤（夏季）

使い捨てカイロ・毛布、灯油（冬季）



## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社トー屋（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### (応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検、改善に常に努めるものとする。

### (対価及び費用)

第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年12月9日

甲 山形市松波2丁目8-1  
山形県知事 齋藤 弘

乙 酒田市東町2丁目2-1  
株式会社ト一屋  
取締役社長 荒木 俊彦

別 表 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ、毛布、灯油（冬季）

（注1） 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（注2） 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社ヤマザワ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### (応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

### (対価及び費用)

第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供



給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年12月28日

甲 山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市あこや町三丁目8-9

株式会社ヤマザワ

代表取締役 山澤 進

( 別 表 ) 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、洗濯・洗面・洗髪用品、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ、

（注1） 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（注2） 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

## 災害時における物資の供給に関する協定書

山形県知事齋藤弘（以下「甲」という。）と山形県給食事業協会連合会会長寒河江隆吉（以下「乙」という。）とは、災害時における物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- （1）県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）県外において災害が発生し、関係都道府県知事から物資の供給を要請されたとき。
- （3）その他災害発生に伴い甲が必要と認めるとき。

### （物資の種類）

第2条 乙が供給する物資の種類は、甲、乙協議のうえ別途定めることとする。

### （要請の方法）

第3条 甲は、原則として文書をもって要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

### （物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に担当職員等を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

### （費用）

第6条 この協定に基づき供給された物資の対価については甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(会員事業所等の報告)

第8条 乙は、甲に対して定期的に会員事業所の概要及び調達・製造可能数量を報告するものとする。

(緊急時連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は相互に協力し、緊急時の連絡体制を整備するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月16日

甲 山形市松波二丁目8-1  
山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市北町三丁目2-1  
山形県給食事業協会連合会  
会 長 寒河江 隆吉

## 災害時における物資の調達に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震・風水害その他の災害が発生または発生するおそれがある場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達および供給に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）山形県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- （2）山形県外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達斡旋を要請されたとき及び救援の必要があると認められるとき。

### （調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を考慮の上、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告す

るものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもって本協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。

2 前項の協議に拘らず、本協定につき紛争が生じた場合には、山形地方裁判所又は東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに甲及び乙は、予め合意するものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第13条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年7月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新 浪 剛

別紙第1号様式

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

会社名 株式会社ローソン  
代表取締役社長 新浪 剛 殿  
担当部署

山形県知事

災害時における物資の調達要請について

「災害時における物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山形県総務部危機管理室総合防災課

電話 023-630-2255

**FAX** 023-633-4711

担当



物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

山形県知事 様

会社名 株式会社ローソン  
担当部署

「災害時における物資の調達に関する協定」(第4条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり		おにぎり	
弁当		弁当	
パン		パン	
飲料水(お茶等)		缶詰	
その他		カップラーメン	
		カップ味噌汁	
		飲料水(お茶等)	
		その他	
下着類( ) タオル( ) 懐中電灯( ) 乾電池( ) 軍手( ) ちり紙( ) ろうそく( ) ウエットティッシュ( ) カセットボンベ( ) ※その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法(いずれかに○をつける)

- ① 県災害対策本部まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で山形県に引渡し。
- ③ その他(山形県が指定する場所で引渡し等)

3. 搬入方法(陸路、空路、海路)

## 連絡責任者届

### 【山形県】

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

#### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

### 【

#### 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

#### 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

#### 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### (応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を、乙の営業に支障が無い範囲で指定できるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

### (物資の引渡し)

第7条 物資の受渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が物資の確認を行い受領するものとする。

### (対価及び費用)

第8条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあつてはヨークベニマル総務室長の職にある者を当該責任者とする。

(連絡会議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月12日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル  
代表取締役社長 大高 善興

(別表)

災害時に必要な応急生活物資

	カテゴリー	品名
1) 食料品	①飲み物	水、ミネラルウォーター、ウーロン茶、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料等 (いずれもペットボトル又は紙パック)
	②主食・副食	パン、レトルト食品 (ご飯)、おにぎり、弁当類、果物、惣菜類、缶詰、ハム、米、魚、肉、野菜、インスタント食品、粉ミルク、バター、ジャム等
	③調味料関係	醤油、砂糖、化学調味料、塩、食用油、味噌等
2) 生活用品	①炊事用具	カセットガスボンベ、まな板、包丁、ナイフ、なべ、やかん等
	②食器類	はし、スプーン、紙コップ、紙皿等
	③日用雑貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、シャンプー、生理用品、洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、アルミホイル、ラップ等
	④光熱材料	ろうそく、マッチ、ライター、乾電池等
4) その他		軍手、ガムテープ、タオル、ビニール袋、文房具、使い捨てカイロ、蚊取り線香、ゴザ、寝具類、電化製品等



## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社郷野目ストア（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### (応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

### (対価及び費用)

第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供

給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月15日

甲 山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 新庄市沖ノ町5-42

株式会社郷野目ストア  
代表取締役 郷野目 茂子



( 別 表 ) 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食、おかず）、缶詰（イージーオープン）、果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、洗濯・洗面・洗髪用品、文具、嗜好品（緑茶・紅茶・コーヒー）、蚊取り線香・殺虫剤（夏季）、使い捨てカイロ、

（注1） 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（注2） 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給に可能な限り協力するものとする。

### (応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

### (応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を、乙の営業に支障が無い範囲で指定できるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式1の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

### (物資の引渡し)

第7条 物資の引渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が物資の確認を行い受領するものとする。

3 乙は、物資の引渡し後、甲に対し別紙様式2の文書をもって報告するものとする。

### (車両の通行)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が物資を運搬する場合には、運搬に使用される車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(対価及び費用)

第9条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における店頭価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあつては総務部渉外部門担当マネジャーの職にある者を当該責任者とする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年9月3日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都千代田区二番町8番地8号

株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長 山口 俊郎

(別表)

災害時に必要な応急生活物資

	カテゴリー	品名
1) 食料品	①飲み物	水、ミネラルウォーター、ウーロン茶、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料等 (いずれもペットボトル又は紙パック)
	②主食・副食	パン、レトルト食品 (ご飯)、おにぎり、弁当類、果物、惣菜類、缶詰、ハム、米、魚、肉、野菜、インスタント食品、粉ミルク、バター、ジャム等
	③調味料関係	醤油、砂糖、化学調味料、塩、食用油、味噌等
2) 生活用品	①炊事用具	カセットガスボンベ、まな板、包丁、ナイフ、なべ、やかん等
	②食器類	はし、スプーン、紙コップ、紙皿等
	③日用雑貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、シャンプー、生理用品、洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、アルミホイル、ラップ等
	④光熱材料	ろうそく、マッチ、ライター、乾電池等
4) その他		軍手、ガムテープ、タオル、ビニール袋、文房具、使い捨てカイロ、蚊取り線香、ゴザ、寝具類、電化製品等





## 災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （調達物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品および生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で乙が調達および製造可能な物資とする。

### （協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

### （要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の調達及び供給に積極的に協力するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

(1) 引渡しの日時及び場所

(2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

### （実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(車両の運行)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が物資を運搬する場合には、運搬に使用される車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(実施要領)

第10条 この協定に係る様式および実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定および前条の実施要領に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成20年 6月 4日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1  
株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二



別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おむすび、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日用品および生活雑貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資 で乙が調達または製造可能な物資	

## 災害時における飲料供給の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う飲料供給の協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （飲料供給の要請）

第2条 災害時において甲が飲料を必要とするとき、甲は乙に対し、乙の調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

### （飲料の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、通常業務に優先して飲料の供給に努めるものとする。

### （飲料の範囲）

第4条 甲が乙に要請する飲料の範囲は、次のとおりとする。

- （1）ミネラルウォーター
- （2）その他飲料

### （飲料供給の要請手続等）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式1の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

### （飲料の引渡し）

第6条 飲料の受渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。

2 飲料の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が飲料の確認を行い受領するものとする。

3 乙は、飲料の引渡し後、甲に対し別紙様式2の文書をもって報告するものとする。

### （対価及び費用）

第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し飲料の配布場所等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地や被災者の状況等について情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあつては東北支社企画部企画課長の職にある者を当該責任者とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年11月29日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーフーズ株式会社  
代表取締役社長 引田 耕治





## 災害時における応急生活物資の供給等の応援に関する協定

山形県（以下「甲」という。）とイオングループのイオンリテール株式会社東北カンパニー（以下「乙」という。）、マックスバリュ東北株式会社（以下「丙」という。）、株式会社ジョイ（以下「丁」という。）、株式会社マイカル（以下「戊」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造商品の種類と数量の双方とも可能な範囲で物資の供給を要請することができる。乙は、甲の要請に基づき、丙、丁、戊と協力し対応するものとする。

### （供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が丙、丁、戊と協力し調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙、丁、戊と協力し、物資の供給及び運搬等に関し必要な措置を講ずるものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において別紙様式第2号を受取るものとする。

(費用)

- 第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。
- 2 前項の規定による対価・費用等は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議の上決定する。

(費用の支払い)

- 第7条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求があったときは、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡窓口)

- 第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」、乙においては「イオンリテール株式会社東北カンパニー総務部」とする。なお、その連絡窓口は別紙様式第3号に定め、双方ともに備え付けるものとする。

(避難場所の提供)

- 第9条 乙は丙、丁、戊と協力し、災害時において乙、丙、丁、戊が所有し又は管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

- 第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年9月1日

- 甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県知事 吉村美栄子
- 乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号  
イオンリテール株式会社  
東北カンパニー  
執行役員 支社長 大山英佳
- 丙 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役社長 宮地邦明
- 丁 山形県山形市あこや町二丁目1番30号  
株式会社ジョイ  
代表取締役社長 阿部恵
- 戊 大阪府中央区久太郎町三丁目1番30号  
株式会社マイカル  
代表取締役社長 松井博史



様式第1号

緊急物資供給要請書

平成 年 月 日

イオンリテール株式会社  
東北カンパニー支社長 殿

山形県知事

災害時における物資の供給要請について

災害時における応急生活物資の供給等の応援に関する協定第3条の規定により、  
下記のとおり要請します。

記

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

問合せ先  
山形県 部 課  
電話 — —  
FAX — —  
担当

様式第 2 号

平成 年 月 日

イオンリテール株式会社  
東北カンパニー支社長 殿

受領確認者  
職・氏名

受 領 書

貴社より次のとおり物資を受領しました。

記

1 受領場所 \_\_\_\_\_

2 物資の種類及び数量

品 名	規 格	数 量	備 考

※ 記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時に予め記載しておくこと。  
受領確認者の押印は省略できる。

災害時緊急連絡体制表

【山形県】

1 連絡責任者

所属部署	
職・氏名	
T E L	
F A X	
<b>E-mail</b>	
時間外	

【イオンリテール株式会社東北カンパニー】

1 連絡責任者

所属部署	
職・氏名	
T E L	
F A X	
<b>E-mail</b>	

2 夜間及び休日の場合の連絡先

担当部署	
職・氏名	
T E L	
F A X	
<b>E-mail</b>	

# 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県

株式会社カワチ薬品

## 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1） 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（2） 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1） 食料品、日用品、衣料品、医薬品

（2） その他甲が指定する物資で乙が提供できるもの

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、可能な限り、物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「物資供給実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

### （情報提供）

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

### （費用の負担）

第7条 甲は、乙が第4条の規定により供給した物資の対価及び第5条の規定による物資の運搬に要した費用を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、乙から第4条第2項の実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

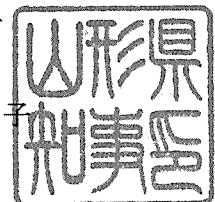
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 栃木県小山市大字卒島1293

株式会社カワチ薬品

代表取締役社長 河内伸



## 災害時における物資の調達に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と山形県酒類卸株式会社（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続等について定めるものとする。

（調達の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山形県外の災害について山形県警察が派遣を要請されたとき。
- (3) 山形県外の災害について、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達あっせんを要請されたとき。

2 前項の規定による要請は、乙に対し、「物資の調達に関する要請書」（別紙様式）（以下「要請書」という。）を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

3 前項の規定により要請した場合は、甲は事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請された物資を供給するための措置をとるとともに、その措置状況を「物資供給連絡書」（別紙様式）により甲に提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なものとする。

- (1) 災害発生時の救難・救助活動及び災害警備活動並びに検視活動等に使用する警察装備品、日用品、食糧品等
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の供給）

第5条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、甲の指定する日時までに甲の指定する場所において物資を引き渡すものとする。

2 物資の引き渡しの際は、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上受領するものとする。

3 乙は、甲に物資を引き渡すときは、乙の納品書を添付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、引き渡し後速やかに提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害時直前における乙の店頭価格を基準として、甲、乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は協定締結日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月2日

甲 山形市松波2丁目8番1号

山形県警察本部長 世取山 茂



乙 寒河江市中央工業団地155番の4

山形県酒類卸株式会社

代表取締役 新田 公孝





別紙様式

物資の調達に関する要請書

平成 年 月 日

山形県酒類卸株式会社 様

山形県警察本部長

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。  
記

要 請 品 目	数量	引 渡 場 所	引 渡 要 請 日 時
			月 日 時頃

担当者：警察本部会計課  
Tel023-626-0110 (代)

印

物資供給連絡書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

山形県酒類卸株式会社

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく物資調達の要請について、下記のとおり供給します。

記

供 給 品 目	数量	引 渡 場 所	引 渡 日 時
			月 日 時頃

担当者：山形県酒類卸株式会社  
Tel0237-83-0030 (代)

印

## 災害時における物資の調達に関する協定書

山形県警察（以下「甲」という。）と株式会社三幸ソーイング（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の調達を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続等について定めるものとする。

（調達の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 山形県外の災害について山形県警察が派遣を要請されたとき。
- (3) 山形県外の災害について、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達あっせんを要請されたとき。

2 前項の規定による要請は、乙に対し、「物資の調達に関する要請書」（別紙様式）（以下「要請書」という。）を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。

3 前項の規定により要請した場合は、甲は事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請された物資を供給するための措置をとるとともに、その措置状況を「物資供給連絡書」（別紙様式）により甲に提出するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なものとする。

- (1) 災害発生時の救難・救助活動及び災害警備活動並びに検視活動等に使用する警察装備品、日用品、食糧品等
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の供給）

第5条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、甲の指定する日時までに甲の指定する場所において物資を引き渡すものとする。

2 物資の引き渡しの際は、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上受領するものとする。

3 乙は、甲に物資を引き渡すときは、乙の納品書を添付するものとする。ただし、緊急を要する場合は、引き渡し後速やかに提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙が供給した物資の価格は、災害時直前における乙の店頭価格を基準として、甲、乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は協定締結日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年8月6日

甲 山形市松波2丁目8番1号

山形県警察本部長 世取山 茂



乙 南陽市池黒881番地の2

株式会社三幸ソーイング

代表取締役 齋藤 博



別紙様式

物資の調達に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社三幸ソーイング 様

山形県警察本部長

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。  
記

要 請 品 目	数量	引 渡 場 所	引 渡 要 請 日 時
			月 日 時頃

担当者：警察本部会計課  
TEL023-626-0110 (代)

㊞

物資供給連絡書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

株式会社三幸ソーイング

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく物資調達の要請について、下記のとおり供給します。

記

供 給 品 目	数量	引 渡 場 所	引 渡 日 時
			月 日 時頃

担当者：株式会社三幸ソーイング  
TEL0238-47-2600 (代)

㊞

# 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県

株式会社カワチ薬品

## 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1） 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（2） 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1） 食料品、日用品、衣料品、医薬品

（2） その他甲が指定する物資で乙が提供できるもの

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、可能な限り、物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「物資供給実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

### （情報提供）

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

### （費用の負担）

第7条 甲は、乙が第4条の規定により供給した物資の対価及び第5条の規定による物資の運搬に要した費用を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、乙から第4条第2項の実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

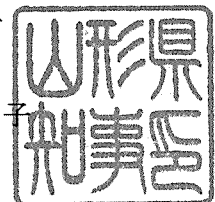
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 栃木県小山市大字卒島1293

株式会社カワチ薬品

代表取締役社長 河内伸



災害時等における応急生活物資の供給  
及び支援物資の輸送等に関する協定書

山 形 県

株式会社丸勘山形青果市場



# 災害時等における応急生活物資の供給及び支援物資の輸送等に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と株式会社丸勘山形青果市場（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給・輸送、広域物資輸送拠点としての施設使用、支援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

## 第一 趣旨

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする応急生活物資を乙が迅速かつ円滑に供給・輸送するため、また、乙が管理する施設を使用して甲が広域物資輸送拠点（以下、「拠点」という。）の開設及び運営、支援物資等の緊急輸送及び保管をするため、必要な事項を定めるものとする。

## 第二 応急生活物資の供給

（応急生活物資供給の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急生活物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
  - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から応急生活物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「応急生活物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 青果物
- (2) その他甲が指定する応急生活物資で乙が提供できるもの

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに応急生活物資の供給を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により応急生活物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「応急生活物資供給実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬及び引渡し）

第5条 応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(応急生活物資供給の費用負担)

- 第6条 甲は、乙が第4条の規定により供給した応急生活物資の対価及び第5条の規定による応急生活物資の運搬に要した費用を負担する。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

### 第三 支援物資の輸送等

(施設の使用申請)

- 第7条 甲は、災害時において次の施設を拠点として使用する必要があるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 所在地 山形市十文字2160
- 施設名 株式会社丸勘山形青果市場
- 2 前項の規定による申請は、別紙様式3により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(施設の使用許可)

- 第8条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が施設の使用について認めた場合は、施設の一部又は全部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(施設の使用目的)

- 第9条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第10条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(施設使用の費用負担)

- 第11条 施設の使用料は無償とする。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(施設使用期間)

- 第12条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第 13 条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式 4 を提出するものとする。

(支援物資等の緊急輸送に関する業務及び要請)

第 14 条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務（以下「緊急輸送」という。）が必要となったときは、乙に対し、別紙様式 5 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 支援物資等の緊急輸送

(2) 前号に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配

(3) その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急輸送の報告)

第 15 条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙様式 6 により速やかに報告するものとする。

(緊急輸送の費用負担)

第 16 条 緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第 1 項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急輸送の事故)

第 17 条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(支援物資等の保管に関する業務及び要請)

第 18 条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の保管に関する業務(以下「支援物資等保管」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式 7 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 支援物資等の入出庫、仕分け及び保管
- (2) 支援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
- (3) 前 2 号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (4) その他必要な業務

2 乙は前項の規定による甲の要請があったときは、支援物資等保管を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う支援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保管等業務の報告)

第 19 条 乙は、支援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙様式 8 により速やかに報告するものとする。

(保管等業務の費用負担)

第 20 条 物資の保管等に要した費用(保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時等の直近における山形県の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

4 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して 30 日以内に支払う。

(保管等業務の事故等)

第 21 条 乙は、支援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

#### 第四 雑則

(情報提供)

第 22 条 乙は、本協定に基づく活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の支払)

第 23 条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第 24 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第 25 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から協定の運用等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第 26 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 27 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市十文字2160  
株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役社長

井上周士

## 災害時における物資供給に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ダイユーエイト（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1） 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 県外の災害について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （調達物資）

第2条 甲が、乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

### （実施）

第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資等の調達を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に甲の職員を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

### （車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの乙が行った運搬に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として甲乙協議して定めるものとする。

2 引渡しを受けた物資の代金は、乙から請求があった後、甲又は甲の指定する地方公共団体が速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和4年3月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
株式会社ダイユーエイト

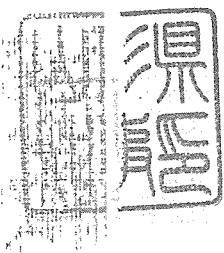
代表取締役社長

浅倉 漢一

別表

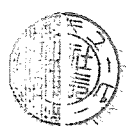
大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防じんマスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ





# 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県  
キューピー株式会社



## 災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）とキューピー株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
  - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) ベビーフード、介護食、アレルギー不使用食料品、調味料
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、乙において供給が可能なものについて、速やかに供給を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

### （情報提供）

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

### （費用の負担）

第7条 甲は、乙が第4条の規定による物資の供給に要した費用及び前条の規定による物資の

運  
2  
甲

（費  
第8  
2

受  
い

（補  
第9  
又  
5

（連  
第1  
連  
2  
等

（有  
第1  
が  
延

（協  
第1  
乙

この

運搬に要する費用を負担する。

- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、  
甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 前条の費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を  
受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。ただし、甲にお  
いて予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、  
又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第  
50号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。  
連絡責任者を変更したときも同様とする。

- 2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時  
等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間  
が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間  
延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

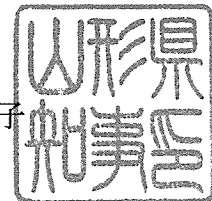
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲  
乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄子



乙 東京都渋谷区渋谷1-4-13

キューピー株式会社

代表取締役 社長執行役員 高宮 満



## 災害時における物資調達に関する協定

山形県警察（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

（供給の協力要請）

第2条 甲は、次の場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内における災害時
- (2) 山形県外における災害時に、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれるとき
- (3) 山形県外における災害時に、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達斡旋を要請されたとき

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡場所及び日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲と乙が協議して決定する。



2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資の検査をするものとし、検査に合格したときは当該物資の引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定する。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月11日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部長 佐藤正顕



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧 雄一郎



## 別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
工具類	剣先スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、金槌、鍬、チェーンソー、電動ハンマードリル、発電機、投光器、燃料携行缶、ホースリール、スコップ
食料品	飲料水、簡易食料（即席カップ麺など調理不要のもの）
食器類	割り箸、紙コップ、紙皿、やかん
寝具類	毛布、布団
日用品	乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ タオル
光熱材料	カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ
その他	簡易トイレ







